

2015-B					
拠出金・基金の名称		有害廃棄物等の環境上適正な管理事業等拠出金			
種 別		イヤーマーク ノン・イヤーマーク			
【拠出先の国際機関名】バーゼル条約事務局					
【所管官庁担当局課・室名】環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室					
【当該任意拠出金の目的・用途等】					
<p>当該任意拠出金は、バーゼル条約の基本的な目的である有害廃棄物等の越境移動及び環境上適正な管理の実施に係る国際的なガイダンスの策定、条約事務局や関係の国際機関が実施するプロジェクトの実施等について支援することにより、バーゼル条約締約国会議等の下で行われ、我が国の国内規制等のバーゼル条約実施にも大きな影響を及ぼす有害廃棄物等の環境上適正な管理に係る国際的議論において、我が国が議論をリードすること等を目的としている。</p>					
【最近3年間の我が国支払額及びODA率】					
単 位	邦 貨 (千 円)	外貨1 (千ドル)	外貨2 (千)	レ ー ト	ODA率(%)
平成27年度	23,430			円建て	0
平成26年度	20,661			円建て	0
平成25年度	29,776			円建て	0
【当該任意拠出金等の意義、成果等に関する我が国としての評価】					
<p>平成27年においては、平成27年5月に開催されたバーゼル条約第12回締約国会議においては、我が国の意見や知見を踏まえたE-wasteとリユース品の区別に係るガイドラインが暫定採択される等のこれまでの取組の具体的な成果が挙げるとともに、その後もE-wasteガイドラインの残課題や有害廃棄物等の環境上適正な管理促進に関する活動に関する専門家会合等が活発に行われており、これらに継続的に支出し、我が国の意見の反映を行っている。今後も、バーゼル条約締約国会議等で国際的な議論が行われるもののうち、我が国の国内規制等に大きな影響を及ぼす議論に関連するプロジェクト等に、引き続き支援を行っていく必要がある。</p>					